

メーターの使用期限は経過していませんか？

- ▼ ローリー車に取り付けられた計量メーターの「検定証印の有効期間」は5年間です。
有効期間を経過して、灯油・軽油・重油などの計量取引に使用することは禁じられています。【計量法第16条】

検定証印の有効期間
の確認を！



- ▼ 「検定証印の有効期間の満了年月」は、メーターに付された製造プレート、合格ステッカーなどで確認できます。
右の事例は、平成29年3月末日が期限のものです。

【計量メーターの一般的な例】



【製造プレート等に付された有効期限の例】

大型車載燃料油メーター	
型式	□□□□□□□□
被計量物名	灯油・軽油
製造番号	△△△△△△
製造年	2003.2
使用最大流量	1.5 m ³ /h
口径	50 mm
許容圧力	0.98 MPa
許容温度	50 °C
粘度範囲	mPa·s
最少測定量	100 L

回転子軸が水平になるように取付けてください。
株式会社 ○○○

又は

検定証印	回
有効期限	29 . 3

【合格ステッカー】



- ▼ 有効期間経過の場合には、使用を中止して、速やかにメーカーや修理事業者に整備を依頼し、検定を受けてください。

不明の点は、最寄りの北海道計量検定所にお問い合わせください。

北海道計量検定所（業務グループ（検定一）） 011-572-1787

同 函館支所（渡島合同庁舎内） 0138-47-9519 同 釧路支所 0154-41-4019

同 旭川支所（上川合同庁舎内） 0166-46-4937 同 北見支所 0157-23-5263